

松江市文書館（仮称）検討委員会（第3回）

1. 日 時 平成31年2月4日（月） 15:00～17:00

2. 場 所 松江歴史館（歴史の指南所）

3. 出席者

（1）委 員 井上委員長、島根委員（広江副委員長代理）、竹永委員、小林委員、
永田委員（藤原委員代理）

（2）事務局 稲田史料編纂課長、恩田総務課長補佐、三代副主任、小山副主任

4. 議 題

① 前回までの検討を踏まえた修正箇所【公開】

② 「松江市文書館（仮称）整備構想（案）」の審議【公開】

【今後の予定】【公開】

5. 議事の要旨

① 前回までの検討を踏まえた修正箇所（事務局説明）

前回検討委員会での指摘事項を踏まえた整備構想（案）の修正点について事務局から説明があった。

② 「松江市文書館（仮称）整備構想（案）」の審議

整備構想（案）について、委員から承認された。

【今後の予定】

今回決定した内容で「松江市文書館（仮称）整備構想」として策定し、3月頃に委員長から市長へ提出することで承認された。

6. 会議経過

○事務局 稲田課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回松江市文書館（仮称）検討委員会を開会いたします。

最初に、総務部長であります広江副委員長、それから、歴史まちづくり部長である藤原委員にやむを得ない所用がございまして、本日は広江委員の代理として島根総務部次長が、藤原委員の代理として、永田歴史まちづくり部次長が出席しておりますので、ご了解願います。

それでは、井上委員長よりご挨拶をお願い申し上げます。

○井上委員長

失礼します。本日はご苦勞様です。この委員会も3回目を迎えまして、ようやく構想について、最終の取りまとめをする時期になりました。この問題につきましては、これまで色々な議論を進めてきまして、この会でも前は鳥取県立公文書館からお出でいただいて議論いたしました。

先発館の色々な経験もありますし、しっかりそれをもとに松江の特徴を生かしつつ、どうするかということが大変問われているわけで、本日は構想案を議論し、まとめて採決を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 稲田課長

ありがとうございました。

それでは、本日の資料は、お手元の「松江市文書館（仮称）整備構想（案）」でございます。

これからの進行につきましては、松江市文書館（仮称）検討委員会設置要綱第5条第2項の規定により、井上委員長に会議の議長を務めていただくことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○井上委員長

それでは、お手元の会議次第に従って議事を進めたいと思います。

あらかじめ本日の審議内容につきましては、非公開の案件はないということでございますので、松江市情報公開条例に基づきまして、事務局で整理の上、情報公開したいと思いますが、よろしいでしょうか。

……………異議なし……………

それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、事務局から、前回の検討委員会での議論を受けまして、「松江市文書館（仮称）整備構想（案）」の修正箇所がありますので、ご説明をお願いします。

○事務局 稲田課長

それでは、失礼いたします。前回、第 2 回の議論の中でご意見があったところを、本日、修正を加えまして、少しご相談をさせていただいたところでございます。

内容につきましては、前回、竹永委員のほうからご発言がありました「全体として、文書館についての理念を少し整理しておく必要がある」ということ。それからもう 1 点、市役所の中の公文書館に対しての見直しということにつきまして、「具体的な整理をもう少ししてもらいたい」ということでございましたので、その点を中心に修正を加えたところでございます。

それでは、お手元の「松江市文書館（仮称）整備構想（案）」に基づきまして、ご説明を申し上げます。下のほうにページ番号を振っておりますので、こちらのページ番号で修正箇所のご説明を申し上げたいと思っております。

まず、1 ページには全体の目次を付けておりまして、前回のものと文言の整理を少ししたところがございますが、これは朱書きをしておりません。

それから、2 枚めくっていただきまして、3 ページ目です。3 ページの真ん中どころになりますが、「3.松江市文書館（仮称）の基本理念」の「(1) 松江市での文書館の役割」の③、「市民」の次に朱書きで書いておりますが、「だれも」という文言を加えさせていただいております。

それから、2 行下がりまして、こちらも朱書きをしておりますが、「市民だれもが公平公正に利用できるようにする」という言葉を加えて文言調整しております。

それから、ページを 1 枚めくってもらいまして、4 ページ目でございます。中どころに「及び」というように朱書きをしておりますが、表現の調整を図ったところでございます。

それから、さらに 1 ページめくっていただきまして、5 ページでございます。これは松江市文書館における文書管理体制、松江市の公文書の管理体制の見直し、これを整理するという中で、③の文章をすべて入れ替えるという形を取らせていただいております。読み上げますと、朱書きの部分ですが、「③総務課に引き継がれた現用公文書

を保管する文書庫は市内 5 か所に点在しています。現用公文書を効率的に保管及び評価・選別ができるようこれを集約し、1 か所での保管を目指します」という文言に差し替えさせていただきたいと思います。

それから、今度は資料の差し替えをするわけですが、ページでいきますと 14 ページ。資料につきましては、横に見るようなスタイルを取っておりますので、横になっておりますが、14 ページでございます。

この 14 ページ、資料 1 の表⑤、「調査済み歴史史料（古文書等）点数一覧」でございますが、第 1 回目の検討委員会の折に、平成 29 年時点の点数をお示ししてご説明申し上げましたが、平成 30 年 12 月時点で史料点数一覧の集計がまた出てまいりましたので、今回、最新のものとして取り換えさせてもらって、内容的には数量が増えたということでお示しをしております。計算式等は前回までのものと変わりません。

それから、ページでいきますと 20 ページに、委員の皆様方の名簿、事務局を掲げさせてもらっておりまして、それから、21 ページには、これまでの検討経過を付けております。そして最後のページの 22 ページには、全体の整備構想の奥付になるものを加えて、最終版の策定日が決まった時点で日にちを入れて完成させるというような流れでございます。

修正点は以上でございます。

○井上委員長

ありがとうございました。

それでは、整備構想の審議に入りたいと思います。今、修正箇所の説明をいただきましたけれども、これらを含めまして、全体についてのご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。すでに何度も議論してきましたので、もう議論しつくしているかもしれませんけれども。

はい、どうぞ。

○竹永委員

竹永でございます。前からさらに良くなったというように思いますが、修正意見を申し上げましたので、もう一度説明だけさせていただきますが、3 ページのところの

「だれもが」というように修正意見を申し上げたのは、2 回目に鳥取県立公文書館の西村さんに研修で講師をしていただきまして、その中で、講師としておっしゃった中に、鳥取県の場合は公文書館ですが、「公文書館を公開利用するときに、利用者に対して公平公正なサービスを提供する必要がある」というようにおっしゃったので、松江市の場合もそのことを入れておく必要があるだろうというのが1 つです。

それから、もう1 つは、これは全国の文書館などで、文書館の側と利用者の側との関係が必ずしも上手くいっていないようなところがあるのです。特に挙げられたのは、一般の利用者というよりは研究者の利用者から、いわば「もっと見せろ」ということを非常に強く言われて、実際に困った問題も起こったことがあるということがありまして、それは全史料協という、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会ですが、その大会で私が報告しましたときに、実際に、東京の有名な文書館ですが、その方から具体例を挙げておっしゃられたことがありました。

私自身はそういうことではなくて、私が批判されたわけではなくて、研究者とか利用者の立場から報告をしたときに、「特に研究者の利用者に言いたい」ということをおっしゃったことがありました。

実際に文書館として、これがさらに進んできたようなときに利用が増えてきますと、中にはそういう利用上のトラブルということが出てくると思うのですが、そういうときにも基本線をきちんと確認しておく必要があるというように思うのですけれども、それは何かというと、特別な人に特別な便宜を供与することではなくて、基本的に文書館というのは、資料を保存・利用・公開するところで、その公開のところにあたっては、利用者が市民であれ、あるいは松江市以外のところから来られた方であれ、あるいは研究者であれ、あるいはそうではない一般の方であれ、相手の立場によって差別したり、便宜に差をつけてはいけないということをやり取りの中で思いましたので、「だれもが」ということを入れていただきたい」というように申し上げました。それが2 つ目です。

それから、5 ページのところも、「1 か所での保管を目指します」という、なかなかすぐにはいかないと思うのですけれども、文書の集約的な管理というのが効率的な管理につながりますので、これは実際に施設の問題になってきますから、なかなか難しいと思うのですけれども、これも具体的には色々な段階が考えられると思いますので、まずは情報を1 か所に集約して、全体を見渡せるようにするということも含めて、③

の修正点が生かせるような、そういうところを今後検討していく必要があるだろうと思います。

削除されたものと比べますと、「期間満了時に」というところが消えているのですが、これも実際には、なかなか人的な配置によって可能・不可能が出てきますけれども、1 か所に集約された情報での集約も含めて、文書を継続的に評価・管理していけるということを、これは今後の工夫ですが、それが必要だろうと思います。

この赤字で修正されたところは、そういうことも含んで、今後に生かしていけるような文面になっていると私自身は思っております。

以上です。

○井上委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○小林委員

小林です。概ねこれでよろしいのではないかと思いますけれども、6 ページのところに施設について触れた箇所があるわけですが、ア・イ・ウ・エ・オと。

史料保存機能というところがあるのですけれども、「一時保管室、収蔵庫、特別収蔵庫など」ということなので、含みを持たせた形になっているかと思いますけれども、特に民間からの受け入れなどにあたっては、燻蒸などの処理が必要な場合もあると思うので、どういう施設が建てられるかという見通しがつかない中では、なかなかどの程度の機能まで求めるかというところが少し難しいかとは思いますが、この「など」の中に燻蒸などの機能も想定しておいていただければというように思います。

松江歴史館はないですね。

○事務局 稲田課長

一応、簡易的ではありますが、テントを張って、中で二酸化炭素燻蒸をするという機能はございます。

○小林委員

分かりました。

○井上委員長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

……………質問・意見なし……………

それでは、細かい点を言えば、今後の過程の中で検討しなければならないことも出てくることもあると思うのですけれども、今のところ考えられるところで答申をしようということで、それがどう具体化されるかについてはこれからですけれども、検討委員会としては、一応整備構想はこう言った形でまとめて、その上で市長に答申をし、整備計画の中でさらに踏み込んだ議論をしていくということになろうかと思しますので、一応、整備構想案としてはこういう形で取りまとめるということで、よろしいでしょうか。

……………異議なし……………

ありがとうございました。それでは、こういう形で整備構想案をまとめ、市長に答申したいと思います。

それでは、3の今後の予定について、説明をお願いします。

○事務局 恩田課長補佐

事務局より、今後の予定についてご説明いたします。

まず、市長へ委員長より報告ですが、日程的に事務局のほうで調整させていただきたいと思っております。井上委員長様にはご足労でございますが、よろしくお願いいたします。

また、「松江市文書館（仮称）整備構想」の策定を受けましての今後の計画でございますが、まず第1に、公文書管理の基本的な考え方、在り方の検討としまして、公文書管理条例の原案、この作成を進めてまいりたいと思っております。具体的には、国のいわゆる公文書管理法に準じまして、公文書の保存年限の見直しなどを行ってまいります。

第2としまして、歴史公文書の評価・選別基準の作成に取り掛かりたいと思ってお

ります。

この 2 つを総務部総務課と歴史まちづくり部史料編纂課で連携させていただいて、進めていきたいと思います。このことにより、文書の発生から現用文書の活用・保存・管理、また、保存年限終了後の評価・選別、歴史公文書の移管までの一連のスケジュールの確立を進めてまいりたいと思っております。

以上、予定を説明いたしました。

○井上委員長

今のご報告ですけれども、この予定、整備計画の検討を進めること、それから、評価・選別の基準を作っていくという話でございますけれども、これも議論の中で色々とあると思うのですけれども、具体的に申しますと、市長への答申が今年度中ですよ。2月、3月になるのでしょうか。

○事務局 恩田課長補佐

3月になると思われます。

○島根委員（広江副委員長代理）

今月はなかなか日程の調整が難しいところがあると思いますので、3月中のところ
で答申いただく形になるというように思います。

○井上委員長

今、おっしゃっていただいた整備構想を具体的にと申しましょうか、そのための検討はどういう形、スケジュールなのでしょうか。31年度の4月以降になってからそれをやるという？

○事務局 恩田課長補佐

基本的には4月以降になると思います。

○井上委員長

ということですね。

この整備計画の検討を総務課でやっていただくということですか？それともこれは総務課とまちづくり部の両方で検討してという？

○事務局 恩田課長補佐

基本的に現用文書の管理は総務課でございますけれども、次、歴史公文書に引き継ぐという前提がありますので、連携してさせていただいて、相互の意見もまとめながら、基本的には連携をして、協議しながらいきたいと思っております。

○永田委員（藤原委員代理）

総務部が主導するでしょう。

○事務局 恩田課長補佐

現用文書につきましては総務部主導です。

○永田委員（藤原委員代理）

一応、文書館全体に関して、今は総務課・史料編纂課 2 課でやっていますが、史料編纂課は 31 年度に松江市史の編纂というのが終了しますので、そうすると、その次の組織体制も含めて未定の部分があるのですが、当面総務部の総務課がずっと残っていくし、含めていくと、今の段階では史料編纂課は、来年はしっかりやりますけれども、その先というのはまだ不透明ですから、今の段階では総務部のほうに。

○事務局 恩田課長補佐

そういう意味では総務課主体でさせていただきたいと思います。

○井上委員長

おっしゃっていた評価・選別基準の作成、これはどういう形になるのでしょうか、進め方としては。

○事務局 稲田課長

恐らく、評価・選別の基準につきましては、これは早めに形を整えていく必要があ

ろうかと思っておりますので、これはできれば来年度のところで、歴史まちづくり部の史料編纂課がある程度整理できればというイメージは持っております。

ただ、先ほど永田委員のほうから話がありましたように、史料編纂課というのが、来年度の編纂事業の終了に伴って、その後どのような形で組織が変わっていくのかというのが不透明なところが確かにあります。

いずれにしろ文書館という形を機能的なものとして継続的につながっていけば、そういうところが評価・選別の基準については責任を持つというのが今回の基本整備構想の中でも謳われておりますので、そのように流れていくと良いというのが事務局の考えです。

○井上委員長

これも一方で、市庁舎建設のための過程で、現在ある現用文書について、整理されていくことでありますので、早く示さないと不用意に処理してしまう面もありますので、急ぐんじゃないかという気もするのです。ですから、その辺りの噛み合わせもあって、できるだけ早い段階で議論を進めていただいて、結論を急ぐのではなくて、議論が進んでいるということを広く浸透していくことが大事だと思います。

それでは、4月以降はそういう形で、この構想案を踏まえて具体化していくという作業を進めていただくという方向でご了解いただけますでしょうか。

……………異議なし……………

そのほかはどうでしょうか。今後の予定という点では。

○竹永委員

1つ良いですか。

○井上委員長

はい。

○竹永委員

竹永です。一番最初にいただいた資料集の5番目に、「松江市文書取扱規程」とありますが、これは松江市訓令の第2号から出発していますけれども、これは訓令です

から議会で承認されたのではなくて、市の行政内部で出したものということですよね。

今度は公文書管理条例として制定するということです、この訓令は廃棄をして、新たに議会の承認を得た公文書管理条例をつくるということなのですかね、条例ですから。

○永田委員（藤原委員代理）

そうです。これは条例をつくって、細かいところは施行規則で定義をしていかないといけないと思いますし、訓令がいけないというわけではないのですけれども、文書というのがこれを機に大事なものだ、と、しっかり責任を持ってやらなければいけないということを含めて、他の自治体と同様に、条例化して整理をするというのが良いかと思います。

○竹永委員

そういう意味では、議会も含めた松江市の全体が、公文書の管理にきちんと責任を持って進めていく体制を、この条例の原案の作成と審議、決定過程で確認していくと、そういうことですね。

○永田委員（藤原委員代理）

そういうことです。

○竹永委員

はい、分かりました。

それから、もう1つの歴史公文書の評価・選別基準、これは条例ではなくて内部の規則というか、具体的な進め方、指針としてもするということなのでしょうか。

○事務局 稲田課長

通例で、今まで我々の資料を集める範囲では、条例化されているところというのは知らない、恐らく文書館の中の規程として持っているものではないかと思います。これも今後研究を進めていくことになろうかと思います。

○永田委員（藤原委員代理）

現用文書が永久保存になるという道筋の文書の種類というのは訓令の中で整理をしていますが、色々な歴史史料というところも含めていくと、その範疇では収まらないところがありますので、そこのところはまた整理しなければいけないというところがあります。

○竹永委員

はい、分かりました。

前回の2回目の委員会で、小林委員から「パブリックコメントはどうするのか」ということでしたが、それも今後、策定過程で検討するということですね。

○永田委員（藤原委員代理）

はい。それはしっかりと。条例制定の場合は、パブコメは？

○事務局 恩田課長補佐

内容にもよるでしょうけれども。

○永田委員（藤原委員代理）

あとは、条例をつくる過程で、内部で原案を抱えてからやるのか、それとも外のみなさんにご意見を頂戴するような仕組みにするのかということを含めては、少し検討させていただきたいということだと思います。

○井上委員長

この構想案を具体化するために、まだまだ検討しなければならないですけども、その他のところはどうかのでしょうか。来年度以降の中で、これを検討する中でどうということが起こってくるのか。この予定として、どういうことが行われるようになっているのか。分かる範囲で結構ですけども。

例えばレコードマネージャーの育成だとか、色々なことが起こってくるわけですけども、その問題をどこでどういう形で評価するのか。その辺りはいかがでしょうか。

○島根委員（広江副委員長代理）

こちらの席からは言いづらい部分もございますけれども、基本的にそれなりの専門職といいますか、専任の職員を配置して対応していくということになるかと思います。当然、その人がずっとそこに配置されるのかという問題は、前のときにもご議論いただいたところかとは思いますが、文書管理の仕分けや業務が良い形で回っていくような形にしていく必要があるというように思っておりますので、そういったことも含めて、専任職員を置いてやっていくということを目指していくということになるかと思います。

○永田委員（藤原委員代理）

構想の案を市長に提出いたしますので、そうすると正式な形でスタートが切れるということになるかと思います。そうしますと、31年度直ちにということにはならないと思いますが、人員配置、専門性の要求される人材の育成をどういう形でやるかということも含めて、それは組織とか人員体制の中での協議が進められていきます。直ちにはと言いませんが、31年はその協議が当然あると思いますので、体制的なところ、その先ですとか、31年度中に研修を受けるような仕組みができるのか分かりませんが、そういうことになってくるだろうと思います。

ただ、現実的には、今は史料編纂課というのがあって、アーキビスト養成講座等については、史料編纂課のほうで職員が受講したりしていますので、体制がどうなるか分かりませんが、そういうものも引き継いでいながら体制づくりをしていくということになると思います。

それから、「館（やかた）」という文字を使っておりますが、一番最初の検討会で藤原委員も申し上げましたが、まずは組織体制をしっかりつくってから、公共施設適正化という大きな流れがありますので、理想としては新しいものが良いのですが、1か所にできるようなところも探していかなければいけないというようには思っています。一方で、今の現用の、市役所の文書ごとに、建て替えは4年後でしたか、3年後でしたか、そこまでのところでは、必ず新たなところが新しい庁舎内にあるのか、市の施設で良いところがあるのかということは整理していかないといけないと思います。

まずは人材育成を急いでやらなければいけないですから、引き続きの流れでいくよ

うな形になると思います。

○井上委員長

今、いずれも整備計画を進めていく中で起こってくる問題だと思いますので、体制をつくりながら、文書館そのものを体制的に整備しなければいけないでしょうし、色々な問題が同時に起こってきますので、その辺りは今後、整備計画を検討いただくということになろうかと思います。

そういうことも含めて、市長への答申を経て、そういうことに取り組んでいただくという方向をここで確認するということによろしいでしょうか。

○竹永委員

そのことによろしいでしょうか。いただいた資料の 19 ページ、これは前からいただいている資料ですけれども、ここに今、お話のあったことが一通りスケジュールで書かれておりまして、31 年の初めからですから、この 4 月から早速、文書管理体制の充実、専門職の育成、それから下のほうでいくと、これは 1 年遅れているのですが、歴史史料選別体制の確立、育成というようになっていて、終わりのところが微妙なところで終わっているというのは、計算されて 4 分の 1 でやっているのか、半分でやっているのか、考えられてやられているだろうと思うのですけれども、こういうスケジュールが、今、永田委員のおっしゃったことの中身ということでしょうか。

○永田委員（藤原委員代理）

そうです。今、これは案という形ではありますけれども。

○竹永委員

必ずしもこの通りでというわけでは…？

○永田委員（藤原委員代理）

正式には、この構想を市長のほうが受け取って、また具体的な内容をもう少し詰めていくというようになると思います。

○竹永委員

なるほど。またそういう今後の検討すべきメニューがここに示されているというように当面は理解しておけば良いわけでしょうか。

○永田委員（藤原委員代理）

そうです。

○竹永委員

逆に、これ以外で、実際に文書館が発足する。それはまず、おっしゃったようにシステムとして発足する。それから、建物も含めて施設としても発足するというために、どういうことを検討する必要があるのか。それは今からでもしっかり考えておけば、4月以降の協議に役立つということですね。

先ほどの非常に具体的な話ですが、燻蒸施設についてもそうでしょうし。

○永田委員（藤原委員代理）

そうですね。組織体制について、31年度中に一番下の「歴史公文書管理組織体制の検討」というように書いておりますし、「文書管理体制の充実」のところとこれは関連するのですが、32年度辺りには体制的にスタートしなければいけないだろうというようには思っています。これは市の決定事項ではないのですけれども、内輪の話では、「そうしないといけないのではないか」というような話にはしております。

○井上委員長

先ほども出ましたが、市史編纂事業が終わりますので、そこがどう上手くつながっていくのか。

○永田委員（藤原委員代理）

そうです。人も含めて引き継がれていくような形にならないといけないということ。

○井上委員長

そこが大事なところですよ。間が空きますとなくなってしまうので。

よろしいでしょうか。組織をつくりながら、具体的なその点も含めて整備をしていくと。そのための検討を総務部と歴史まちづくり部の両方で協議しながら進めていくという体制だということでした。

ほかに何か。

………質問・意見なし………

それでは、今後の予定については大体そのような方向で進んでいくと。

そのほか、事務局からございますでしょうか。

○事務局 稲田課長

ございません。

○井上委員長

予定よりだいぶ早いですが、話が既に煮詰まっておりますので、それでは一応、今日のところで議題に掲げましたのは検討が終わりました。

これで第3回目の松江市文書館（仮称）検討委員会の議事を終了いたします。

それでは、お返しいたします。よろしくお願いします。

○事務局 稲田課長

井上委員長様、大変ありがとうございました。

以上で、第3回松江市文書館（仮称）検討委員会を終了いたします。委員の皆様方にはご多用の中、昨年10月より大変お世話になりました。ありがとうございました。

まとめていただいた構想を基に、市として積極的に取り組んでまいりたいと思います。大変ありがとうございました。お世話になりました。

7. 所管課等

松江市総務部総務課 電話0852-55-5112

松江市歴史まちづくり部史料編纂課 電話0852-55-5388